

林野火災警報・注意報

林野火災を防止し被害を最小限に抑えるために

令和8年1月1日運用開始

山に入る際は要注意！

市街地でも警戒して！

林野火災注意報の発令基準

1月から5月の期間において、以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合。

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ
前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ
乾燥注意報が発表された場合

※ただし、当日に降水が見込まれる場合
や積雪がある場合は、この限りではない。

「火の使用の制限」について

- ①山林、原野において火入れをしないこと。
- ②煙火を消費しないこと。
(花火等、火工品を使用しないこと。)
- ③屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④屋外において、引火性又は爆発性の物品
その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤山林、原野等の場所で、喫煙しないこと。
- ⑥残火(たばこの吸殻を含む。)取灰又は
火粉を始末すること。

林野火災警報の発令基準

1月から5月の期間において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合。

林野火災警報・注意報発令時、「火の使用の制限」に従わなかった場合

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して**30万円以下の罰金または拘留**に処することが消防法で定められています。

林野火災警報・注意報が発令された場合は、組合HP、防災行政無線、消防車両での巡回等により、周知、広報を行います。

大船渡地区消防組合消防本部

〒022-0003 岩手県大船渡市盛町字下館下35-1

TEL.0192-27-2119 FAX.0192-27-7414

大船渡消防署	TEL.0192-27-2119
住田分署	TEL.0192-46-2119
三陸分署	TEL.0192-44-2119
綾里分遣所	TEL.0192-42-2119

林野火災警報・注意報の運用を開始します

～火の用心！みんなで守ろう 森と暮らしあわせ～

乾燥や強風の日は、小さな火でも大きな火災に広がる危険があります。
林野火災警報・注意報が発令されたときは、次の行動を心がけましょう。

1 火の取り扱いに十分注意！

- ・野焼き、たき火は行わない。
- ・吸殻やマッチの投げ捨ては禁止。確実に消火を確認する。
- ・草刈り機やチェーンソーの火花にも注意する。
- ・工事等で火を使う場合は、中止または慎重に実施する。
- ・火花や熱を発する機器の周囲は除草、清掃を行う。



2 火災を見つけたらすぐ通報！

- ・小さな火でも「119番通報」をする。
- ・位置を正確に伝えられるように、目印（道路、施設名など）を確認する。
- ・無理な初期消火はせず、安全を最優先に行動する。

3 延焼の危険があるときは早めに避難を！

- ・消防や役所から避難情報が出たら、落ち着いて指示に従いましょう。
- ・燃えやすい物は建物から離しておきましょう。

4 最新情報を確認！

- ・防災行政無線や大船渡地区消防組合のホームページで確認する。

5 地域で声をかけ合おう！

- ・一人暮らしの高齢者などにも声をかけ、安全確認を行いましょう。

林野火災の主な原因是人為的な要因によるものです。
発令中は「火を使わない・出さない・広げない」を合言葉に！
あなたの注意が、森とまちの安全を守ります。